

令和5年度

包括外部監査結果報告書  
(概要版)

業務委託に関する財務事務の執行について

堺市包括外部監査人

田 上 智 子



第1	包括外部監査の概要	3
1	外部監査の種類	3
2	選定した特定の事件（監査テーマ）	3
3	監査テーマの選定理由	3
4	監査対象年度	4
5	監査対象契約	4
6	監査対象部局	4
7	監査の視点	5
8	監査のスケジュールと主な監査手続等	5
	(1) 監査のスケジュール	5
	(2) 主な監査手続等	5
9	補助者	7
10	利害関係の有無	7
11	指摘・意見・要望の書き分け等	7
第2	委託契約に関する事務の概要	9
1	契約事務の流れについて	9
	(1) 堺市における契約事務の流れ	9
	(2) 各フローの説明	10
2	契約等に関する規律（予算等との関係）	14
	(1) 予算	14
	(2) 継続費及び債務負担行為	15
	(3) 長期継続契約	15
3	堺市の委託契約にかかる組織体制等	16
	(1) 財政局契約部調達課	16
	(2) 上下水道局サービス推進部事業サポート課	17
4	堺市における委託契約の全体像	18
	(1) 堺市における歳出総額に占める委託費の割合	18
	(2) 業務委託契約における契約手法別の統計	19
第3	監査対象契約及び契約所管部局課の一覧等と契約抽出方針	21
1	抽出方法	21
2	監査対象契約の抽出に当たって採用した考え方	21
3	監査対象契約及び契約所管課一覧	22
第4	包括外部監査における監査の結果及び意見（共通事項）	25
第5	包括外部監査における監査の結果及び意見（各論）	25
1	「広報さかい」全戸宅配業務〔市長公室〕	25
2	「広報さかい」企画制作業務〔市長公室〕	25
3	堺市市民活動コーナーにおける市民活動支援業務〔市民人権局〕	26
4	男女共同参画交流の広場運営業務〔市民人権局〕	26
5	堺市博物館受付案内業務〔文化観光局〕	27
6	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務〔環境局〕	28
7	一般廃棄物（し尿）収集運搬業務〔環境局〕	28
8	堺区一般廃棄物（資源）収集運搬業務（B）〔環境局〕	29
9	新型コロナウイルスワクチン集団接種運営等業務〔健康福祉局〕	29

10	国民健康保険等統合コールセンター業務〔健康福祉局〕	30
11	堺市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業事務処理センター運営業務〔健康福祉局〕	30
12	斎場火葬運営業務〔健康福祉局〕	30
13, 15, 16	堺市子育て事務センター運営業務〔子ども青少年局〕	32
14	さかいっこひろば運営業務〔子ども青少年局〕	32
17	さかい JOB ステーション運営業務〔産業振興局〕	32
18	堺市伝統産業ブランド創出促進業務〔産業振興局〕	33
19	堺旧港親水護岸利活用検討支援業務〔建築都市局〕	33
20	令和4年度堺市立地適正化計画策定にかかる検討支援業務〔建築都市局〕	34
21	放置自転車等対策・撤去運搬・保管返還業務〔建設局〕	34
22	土木施設緊急対応業務(単価契約)〔建設局〕	35
23	消防行政統合システム保守管理業務〔消防局〕	35
24	消防救急無線保守管理業務〔消防局〕	36
25	堺市放課後児童対策事業(のびのびルーム)管理運営業務(西区)〔教育委員会事務局〕	36
26	堺市放課後子ども総合プラン事業(堺っ子くらぶ)管理運営業務〔教育委員会事務局〕	36
27	図書館資料整理業務〔教育委員会事務局〕	37
28	本庁舎等屋外警備業務〔総務局〕	37
29	本庁舎屋内警備業務〔総務局〕	38
30	本庁舎清掃業務〔総務局〕	39
31	泉北水再生センター施設維持管理業務〔上下水道局〕	39
32	石津水再生センター施設維持管理業務〔上下水道局〕	39
33	堺市南部下水道管路施設維持管理等業務〔上下水道局〕	39
34	堺市北部下水道管路施設維持管理等業務〔上下水道局〕	40
35	三宝水再生センターほか施設維持管理業務〔上下水道局〕	40
第6	財政局契約部調達課	40

## 第1 包括外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法（以下「自治法」という。）第252条の37第1項及び包括外部監査契約に基づく特定の事件に関する監査

### 2 選定した特定の事件（監査テーマ）

業務委託に関する財務事務の執行について

### 3 監査テーマの選定理由

- (1) 地方公共団体が行う業務委託は、典型的な調達等の手段という側面だけでなく、市民にとって欠かせない行政サービスを提供するための重要な手段であると考えられる。堺市の令和4年度の委託料の一般会計及び特別会計における歳出総額は、公営企業以外で約480億円、企業会計で約47億円と多額に上っている。
- (2) 堺市では、昭和61年度に「行財政見直しに関する基本方針」を策定して以降、事業の見直しやアウトソーシングの推進、収入の確保等の行財政改革に取り組んできたが<sup>1</sup>、「堺市基本計画2025」においても「公の責任を果たしつつ、民間の経営感覚を活かして市民サービスが一層向上するよう、積極的に民間活力を導入する」ことをうたっており、委託の重要性は更に高まっていると思われる。
- (3) 他方で、地方公共団体が業務委託を行う場合には、その事務の執行について、「合規性」や「競争性、公平性、透明性」等が確保されることが必要であるとともに、その「経済性、効率性、有効性」が高められ、業務委託による「効果」等が適切に把握及び検証されることが重要である。また、業務委託が市の多くの部署で行われていることから、これらの検証は、組織横断的な視点からも行われる必要がある。
- (4) ところが、堺市における過去の包括外部監査の実施状況をみると、平成12年度に「堺市の行政事務の外部委託に関する一切の事項」をテーマとした包括外部監査が行

---

<sup>1</sup> かかる取組の結果、地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査（総務省が毎年度実施）において政令指定都市の平均値では総務省が示した全ての業務における委託化が実現していないところ、堺市は、全ての業務を委託により実施するに至っている。

われているが、その後はこれを正面からテーマとして取り上げた監査が実施されたことではなく、既にそれから20年以上が経過している。

- (5) この間、市民ニーズの多様化、行政のデジタル化など、業務委託を取り巻く環境は大きく変化をしており、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）が施行されて以降、各種業務の民間委託等が推進される一方で、近時は一旦外部委託を進めた事務事業が直営に戻される例もあるなど、業務委託の問題点・適否などにも関心が集まっている状況にある。
- (6) そのため、ここで改めて、委託を対象を絞って、組織横断的に監査を実施し、委託制度や委託の在り方全般につき見直すべき点がないかなどを検証する意義は大きいと思われる。以上の次第で、本テーマを選定した。

#### 4 監査対象年度

原則として令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

ただし、必要に応じて令和4年度以前の各年度及び令和5年度についても対象とした。

#### 5 監査対象契約

契約金額が500万円以上の委託契約から、後記第3の1（抽出方法）及び第3の2（監査対象契約の抽出に当たって採用した考え方）のとおり抽出の上、第3の3（監査対象契約及び契約所管課一覧）記載の35件の委託契約<sup>2</sup>を対象とした。

#### 6 監査対象部局

監査対象契約を所管する部局（具体的な所管部局は、後記第3の3のとおり。）と、財政局契約部調達課（以下「調達課」という。）を監査対象部局とした。

---

<sup>2</sup> 地方自治法施行規則（以下「自治法施行規則」という。）第15条第2項及び別記「歳出予算に係る節の区分（第十五条関係）」では支出科目を27節に区分しているところ、委託契約に係る支出額は、通常、第12節の「委託料」に集約される。本監査では、原則として「委託料」として支出されている契約を対象としている。

## 7 監査の視点

- ① 合規性（自治法第2条第16項）
- ② 経済性，効率性，有効性（同条第14項）
- ③ 住民の福祉に寄与するものであるか（同項）
- ④ 組織及び運営の合理化が図られているか（同条第15項）
- ⑤ 競争性，公平性，透明性が確保されているか（同法第234条第2項）
- ⑥ 監督・検査は確実かつ適切に行われているか（同法第234条の2第1項）

## 8 監査のスケジュールと主な監査手続等

### (1) 監査のスケジュール

本監査のスケジュールは，おおむね，次のとおりである。

日 程	項 目
令和5年4月1日～6月10日（以下，令和5年の表記を省略）	予備調査期間（質問への回答取得・資料受領，ヒアリング等）
4月14日	事前調査実施通知
5月31日	テーマ選定通知（堺市監査委員会議）
6月29日～7月26日	第1回ヒアリング <sup>3</sup>
8月3日～8月24日	第2回ヒアリング <sup>4</sup>
9月29日～10月17日	現地調査
10月2日～10月13日	第3回ヒアリング <sup>5</sup>
10月31日～12月18日	【報告書ドラフト】第1稿（各論）を堺市へ送付して以降，堺市と事実確認協議を重ねた。

### (2) 主な監査手続等

#### ア 予備調査

##### (ア) 初期における問題点の把握等

予備調査として外部監査契約を所管する総務局行政部法制文書課を通じて，関係

<sup>3</sup> 事前送付ヒアリングシートへの回答と受領資料に基づく各委託事業の所管課のヒアリング等

<sup>4</sup> 事前送付ヒアリングシートへの回答と受領資料に基づく各委託事業の所管課のヒアリング等

<sup>5</sup> 事前送付ヒアリングシートへの回答と受領資料に基づく各委託事業の所管課のヒアリング等

各契約所管部局に質問をし、資料の提供を求めた。また、これらの回答や資料に基づき、調達課に対してヒアリングを実施した。

#### (イ) 監査対象契約候補となった契約に係るリスクの概要の把握

令和3年度版堺市監査対象契約候補委託契約「一覧表」から、後記第3の1及び2のとおり抽出方針に基づき、監査対象契約候補となる委託契約91件を抽出し（第一次抽出）、抽出された契約につき、契約名（業務名）、契約金額、契約相手方等15項目について、アンケートを実施した。

#### イ 本調査

本調査においては、予備調査において確認した事項を踏まえ、より詳細に、各種の質問項目ごとに複数の質問や資料提供依頼をした。その上で、契約締結に関する起案文書等の関連文書の閲読及び所管部署の担当者への質問等を行い、関係法令等への準拠性、経済性、効率性、有効性等を始め各監査の視点について検討し、適宜、契約事務を所管する調達課への質問等も実施した。

#### ウ 現地調査

以上のほか、特に委託契約に係る業務の内容を把握する上で必要性が高いと考えられた5件の委託契約について、次のとおり、令和5年9月から10月にかけて、現地調査を行った。

##### 【放置自転車等対策・撤去運搬・保管返還業務】

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| (訪問先1) 深井自転車保管返還所 | (訪問先2) 梅自転車保管返還所 |
| (訪問先3) 湊自転車保管返還所  | (訪問先4) 堺東の商店街    |
| (訪問先5) 三国ヶ丘保管場所   |                  |

##### 【男女共同参画交流の広場運營業務】

- (訪問先) 男女共同参画交流の広場（北野田駅前アミナス北野田3階）

##### 【堺市博物館受付案内業務】

- (訪問先) 堺市博物館

##### 【堺市子育て事務センター運營業務】

- (訪問先) 子育て事務センター

##### 【さかいJOBステーション運營業務】

- |                                   |
|-----------------------------------|
| (訪問先1) さかいJOBステーション（堺市産業振興センター1階） |
| (訪問先2) JOBステーション南サテライト（堺市南区役所3階）  |



## エ 令和4年度版堺市監査対象契約一覧表の作成

前記ア(イ)のアンケートは令和4年度の監査対象契約についても行った。その結果として作成された一覧表は、本結果報告書末尾添付のとおりである（ただし、監査の過程で用いていたものから、落札率等の記載を除外して掲出している。）。

## 9 補助者

弁護士	福岡 智彦
同	市川 聡毅
同	武田 宗久
同	佐藤 啓介
同	橋本 亮太
同	森 克征
公認会計士	中川 美雪
同	長谷川史世
同	増田 千春
公認会計士・税理士	新宅潤一郎

## 10 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

## 11 指摘・意見・要望の書き分け等

監査の結果については、原則として次のとおり書き分けている。

【指摘】法令、基準等に違反していると認められるもの及びその他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

【意見】事務の執行、事業の管理状況等について、経済性、効率性又は有効性の観点（自治法第2条第14項）から検討する必要があると認められるもの。その他、法令、基準等には違反するとは認められないが、住民の福祉に寄与するものであるか（同法第2条第14項）、組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項）などの観点から、事務処理上改善する必要があると認め

られるもの

【要望】制度，組織等に関する課題のうち，特に要望する必要があると認められ

るもの

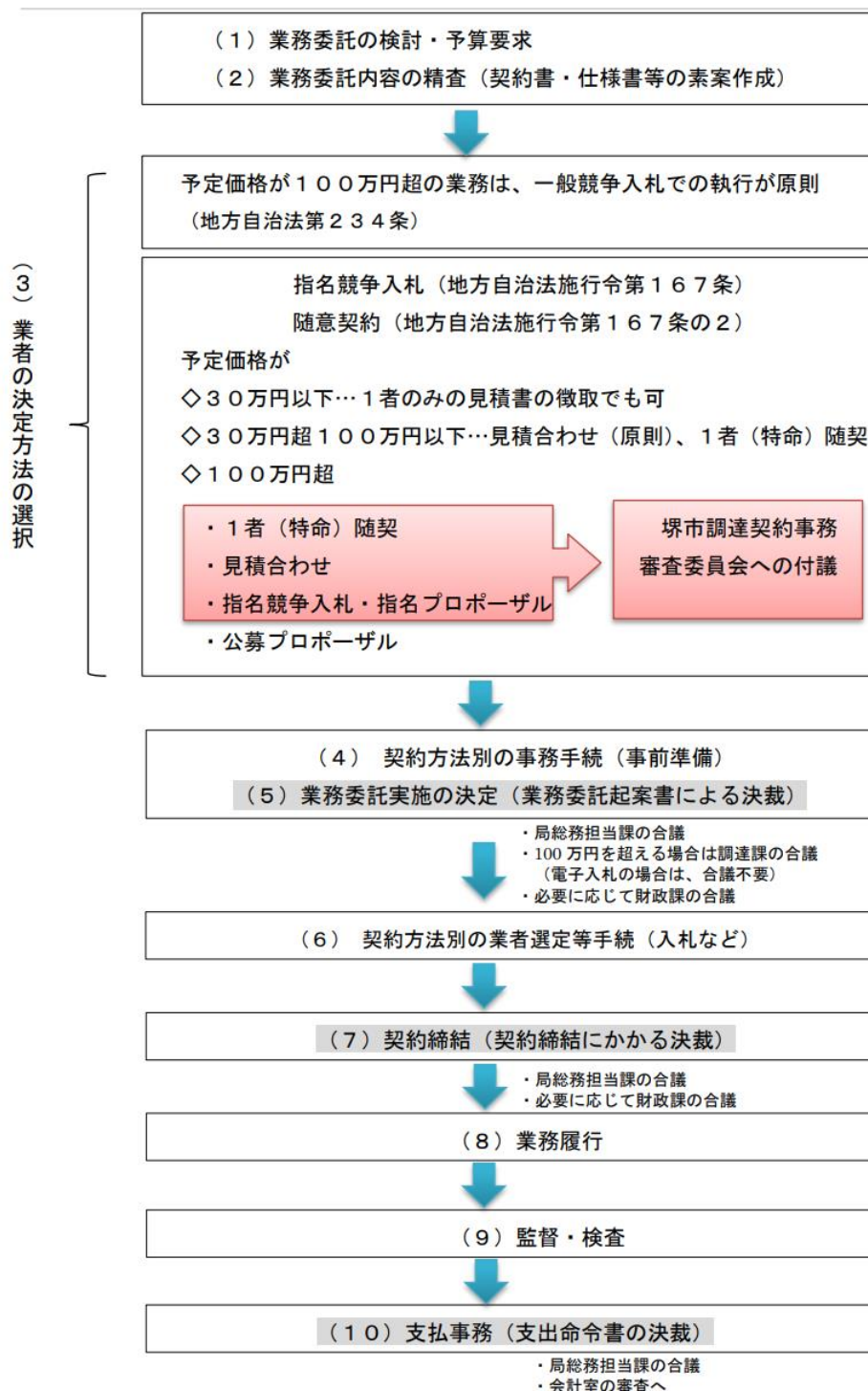
なお，本結果報告書に記載した金額等の数値の多くは概数であるため，合計した数値がその内訳と一致しない場合があることにご留意いただきたい。

## 第2 委託契約に関する事務の概要

### 1 契約事務の流れについて

#### (1) 堺市における契約事務の流れ

堺市における契約事務の流れは、次のとおりである。



(出典：堺市令和4年度事務基礎講座資料「委託契約事務」)

## (2) 各フローの説明

### ア 業務委託の検討・予算要求

業務委託の目的，委託する業務の内容や範囲等を検討の上，予算要求に必要な手続を進める。

### イ 業務委託内容の精査

予算要求手続後は，業務委託内容の詳細について検討し，業務委託内容を精査する。委託契約を行うに当たっては，契約書及び仕様書を作成する必要があるところ，一般的にはこの時点で，契約書，仕様書等の素案を作成する。

### ウ 契約方法別の事務手続(事前準備)

#### ① 一般競争入札(電子入札)における事前協議

予定価格100万円超の業務委託の案件は，所管課からの入札執行の依頼に基づき，調達課が入札事務を集約し，電子入札で執行する。契約所管課は，業務委託起案書による決裁の前に入札参加資格や仕様書の内容について調達課と事前調整を行う。

#### ② 公募プロポーザルの事前協議，審査基準の決定

予定価格が100万円を超える公募プロポーザルの発注に当たっては，契約所管課は，調達課と事前協議をする必要がある。また，公募プロポーザルの実施に当たっては，審査基準(案)の審議等を行うために，外部の有識者等を委員として委嘱(任命)するなどしたうえで，選定委員会を開催する必要がある。

#### ③ 堺市調達契約事務審査委員会への付議

予定価格が100万円を超える業務委託契約（指名競争入札，指名プロポーザル，見積合わせ及び1者（特命）随契については，事前に堺市調達契約事務審査委員会に付議しなければならない。

### エ 業務委託実施の決定

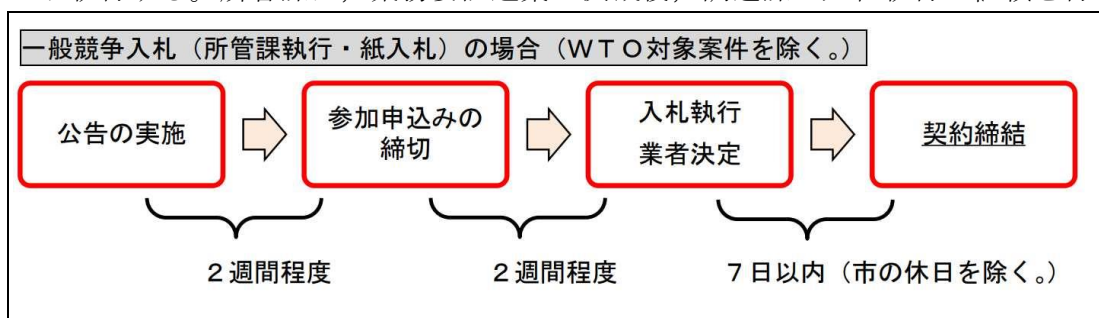
所管課は，必要書類の案を作成したら業務の施行及び入札，見積合わせ等を執行する意思決定(決裁)を行う。なお，予定価格100万円を超える場合は，原則として調達課に合議が必要である。

## オ 契約方法別の業者選定等手続(入札など)

### (ア) 一般的スケジュール・業者選定の流れ

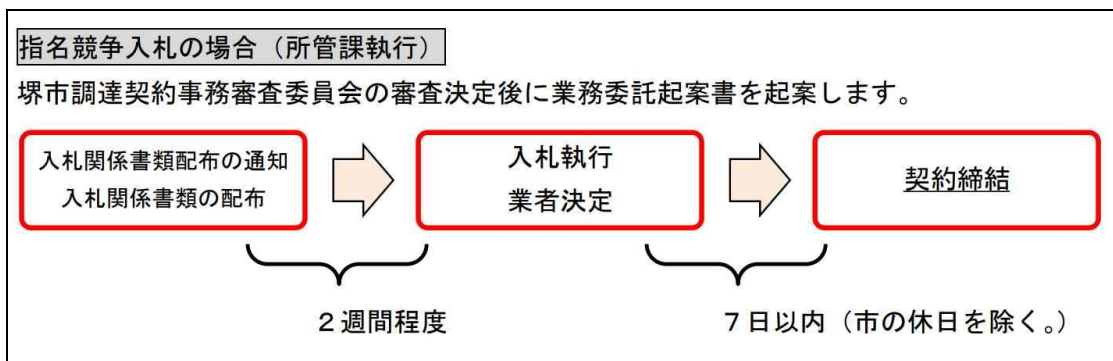
#### ① 調達課への集約案件（一般競争入札，電子入札の場合）

入札公告から入札執行までの事務(一部を除く。)を調達課が集約し，電子入札により執行する。所管課は，業務委託起案の決裁後，調達課へ入札執行の依頼を行う。

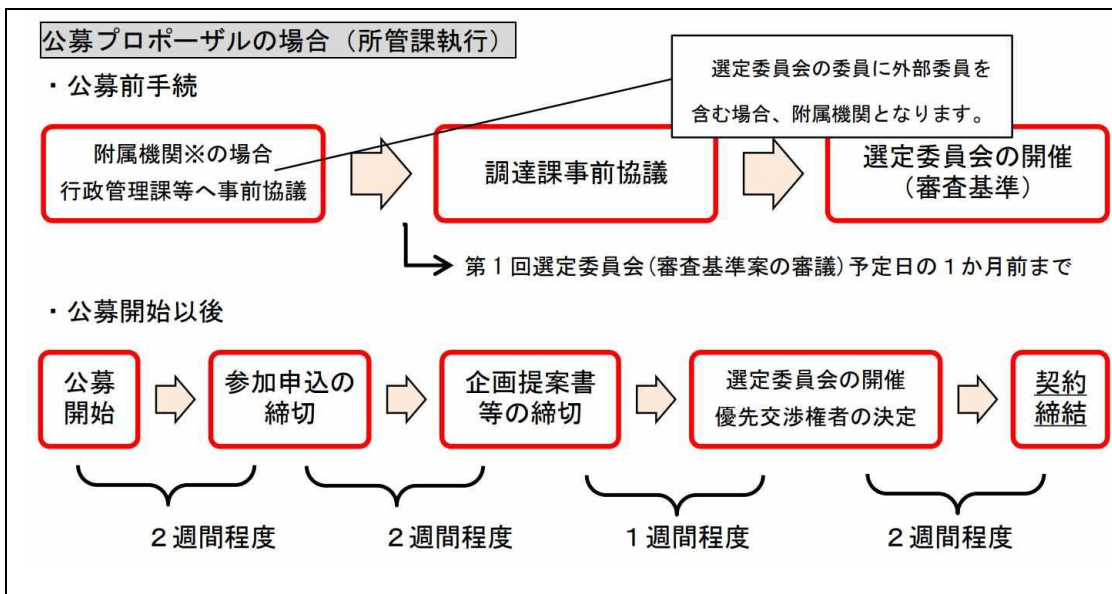


#### ② 指名競争入札の場合（所管課執行）

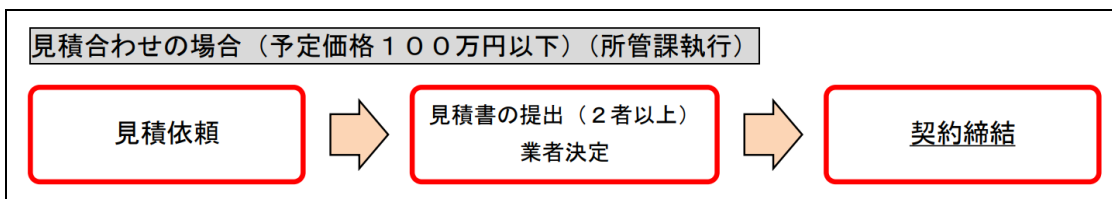
所管課は，堺市調達契約事務審査委員会の審査決定後に業務委託起案書を起案する。



### ③ 公募プロポーザルの場合(所管課執行)



### ④ 見積合わせの場合(予定価格100万円以下)(所管課執行)



#### (イ) 予定価格の決定

予定価格は、堺市が契約を締結する場合の契約上限価格となる。

入札執行の直前等に担当者が予定価格算定資料又は金入り設計書を作成し、それに基づいて予定価格決定権者が予定価格決定書により予定価格を決定する。予定価格を積算する際には、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえる必要がある。

堺市は、予定価格(予定価格決定書及び積算資料)は、事前公表も事後公表(落札決定後や契約締結後の公表)も行っていない。

#### カ 契約締結

入札等の結果、契約の相手方が決まれば、契約締結の意思決定(決裁)を行う。

契約時には原則、契約金額の10/100以上を契約保証金として徴収する(堺市契約規

則第30条)。契約保証金は、受注者の契約の完全な履行を担保するとともに、万一、受注者がその履行をしないときに損害の賠償を容易にすることを目的として納付させるものである。

## キ 業務執行

契約締結後、受注者の業務履行において発注者として、所管課は、下記事項を留意する必要がある。

### (7) 堺市における再委託の取扱い

堺市が発注者となる業務委託契約では、原則として再委託はしてはならないものとされている。

また、例外的に再委託を行う場合であっても、業務の大部分又は全部若しくは主要な部分を再委託することはできないこととしており、また、受注者と再委託先との契約にあたっては、個人情報の取扱いに関する事項などの契約事項について、再委託先に対し、受注者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督するよう、受注者に指導することが必要である。受注者が届出なく再委託を行っていないか指導・監督するとともに、再委託の申し出を受けた場合は、大部分又は主要な部分の再委託でないか等よく内容を確認することを求めている。

そして、再々委託は、許容されていない。

### (イ) 再委託の同意ないし承諾の手続

堺市では、再委託内容に個人情報の取扱いを含む場合と含まない場合で、再委託の同意ないし承諾の手続が異なる。再委託内容に個人情報の取扱いを含まない場合は、事前の協議を経た上で、再委託届出書の提出等の手続が必要であり、他方で、再委託内容に個人情報の取扱いを含む場合は、書面による再委託の申請と承諾が必要である。

## ク 入札等結果の公表について

堺市は、予定価格が100万円を超える業務委託契約については、契約締結後に堺市ホームページにおいて入札等結果の公表(随意契約も含む。)を行っている。

また、予定価格にかかわらず、自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定(政策随契)により随意契約で契約を締結しようとするときは、当該契約の締結を予

定する日の原則として1か月前までに契約の名称等を、契約締結後は速やかに締結結果を公表しなければならないとしている（堺市契約規則第12条の2）。

## ケ 監督・検査

業務委託契約の締結後は、業務の担当者が「監督員」として、契約書・仕様書等の契約関係書類に基づき、主として市側の窓口役として受注者側に対し指示等を行う、履行場所に立ち会い、履行状況の確認を行うなど、必要な監督を行う必要がある。

履行が完了すれば、担当課長が任命する職員が「検査員」となり、受注者の履行内容が契約書類と合致しているかの検査を行う。なお、この検査は、履行完了の報告を受けてから（業務完了届を受理してから）10日以内に行う必要がある（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条）。

## 2 契約等に関する規律（予算等との関係）

### (1) 予算

#### ア 契約と予算の関係

あらゆる契約を行う場合の前提条件として、自治法第232条の3の規定により、予算の裏付けが必要となる。支出の原因となる契約は、「支出負担行為」として、歳出予算、継続費、繰越明許費及び債務負担行為の経費の金額の範囲内で行われる必要がある。

#### イ 予算編成の流れ

堺市財務規則における、予算編成の事務の流れは、以下のとおりである。

- ① 市長は、予算編成方針を定め、局長に通知する。
- ② 財政課長は、①の予算編成方針の決定があったときは、速やかに調書の作成要領を定め、課長に通知する。
- ③ 課長は、①の予算編成方針に基づきその所管に属する翌年度の歳入歳出（ほかの課長が総括して要求するものを除く）について、当初予算要求調書等を作成し、部長の調整を受けた後、資料とともに、総務担当課長に提出する。
- ④ 総務担当課長は、提出された書類の内容について、課長の意見を聴き、必要な調整を行い、局長の決裁を受けた後、財政課長に提出する。
- ⑤ 財政課長は、提出された書類を精査し、予算の編成方針に基づいて必要な調整を行った上で、査定案を作成し、総務担当課長に内示する。
- ⑥ 財政部長は、部長から上記⑤の査定案について調整の要求があったときは、当該部長の意見を聴き、査定案について所要の調整を行う。



- ⑦ 財政局長は、局長から前項の規定による調整後の査定案に計上されなかった経費について復活の要求があったときは、当該局長の意見を聴き、所要の経費を計上するため、査定案を修正することができる。
- ⑧ 市長は、査定案について財政局長の意見を聴き、併せて査定案になお局長に異議があるときは、要求により当該局長の意見を聴き、予算案の査定を行う。
- ⑨ 財政課長は、市長の査定が終了したときは、予算案及び予算に関する説明書を作成し、決裁を受ける。
- ⑩ 財政課長は、市長が予算案を決定したときは、速やかにその結果を総務担当課長に通知する。
- ⑪ 財政課長は、予算が成立したとき又は市長が予算について専決処分をしたときは、直ちに会計管理者に通知する。

このうち、上記③の各課における当初予算要求調書等の作成に当たっては、委託契約に関しては、委託業務の仕様の策定及びこれを前提とした積算が行われる。仕様とは、業務の内容、業務内容の範囲等（頻度、程度等）、その他の業務に応じて必要な項目を規定しており、積算の前提となるものである。積算は、客観的な積算基準があればこれにより、なければ、工数に単価を乗じた見積りや物件費・労務費等の費目別の見積りを用いる方法により、契約履行に必要な金額の算定が行われる。

## (2) 継続費及び債務負担行為

通常の予算は、自治法第208条の規定により、単年度予算となり、その会計年度内に、対外的な契約締結手続を開始し、契約の履行を終える必要がある。単年度内に入札事務から契約の履行を終えることができないような場合には、同法第214条の規定により、債務負担行為として予算措置をすることが必要となる。複数年契約が必要な場合は、同法第212条の規定による継続費又は債務負担行為として予算措置が必要となる。

## (3) 長期継続契約

### ア 長期継続契約についての法令の定め

自治法第234条の3は「普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付

を受けなければならない。」としている。これを受けて、自治法施行令第167条の17は「地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。」としている。

## イ 長期継続契約についての堺市における条例・要綱等の定め

上記の法令の定めを受けて、堺市では、下記の2つを条例で定めている（堺市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例）。

- |  |
|--|
| (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの                           |
| (2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から役務の提供を受ける必要があるため、複数年度にわたり契約を締結する必要があるもの |

そして、「堺市長期継続契約の締結に関する要綱」は、上記第2号に該当する契約を、次のとおり、定めている。

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ・建物清掃業務         | ・特殊設備の運転管理業務    |
| ・警備業務（機械警備を含む。） | ・樹木管理業務         |
| ・防災設備保守点検業務     | ・受付案内業務         |
| ・冷暖房設備保守点検業務    | ・給食調理業務         |
| ・設備運転監視業務       | ・電子計算機等管理業務     |
| ・附帯施設の遠隔監視業務    | ・その他市長が必要と認める業務 |
| ・自家用電気工作物保安管理業務 |                 |

また、「長期継続契約に係る事務取扱基準」は、上記「その他市長が必要と認める業務」として、以下の業務を定めている。

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| ・エレベータ設備保守点検業務 | ・建物環境衛生業務           |
| ・清掃工場運転・保守管理業務 | ・旅券申請受付・交付等業務       |
| ・資源ごみ等収集運搬業務   | ・戸籍・住民票等の窓口受付・入力等業務 |

## 3 堺市の委託契約にかかる組織体制等

### (1) 財政局契約部調達課

堺市において、委託契約に係る契約事務を所管する部局は、調達課である。ただし、上下水道局においては委託契約に係る契約事務の一部を上下水道局サービス推進部事業サポート課（以下「事業サポート課」という。）にて別途所管している。

調達課は、業務委託等に係る契約制度の企画及び調整、入札参加資格の審査、契約事務の指導、入札の執行、プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会の事務手続に係る企画及び調整などを担当している。なお、委託契約の締結事務自体は、各事業の所管部局において実施され、随意契約の公表も、原則として各所管部局が実施している。

また、堺市においては、堺市調達契約事務審査委員会及び堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会が置かれており、それぞれ、次に列記した事項を担っている。

① 堺市調達契約事務審査委員会

- ・ 委託契約を指名競争入札に付するときの指名業者の選定及び随意契約に付するときの見積人の選定に係る審査に関すること。
- ・ 堺市における調達契約の課題の解決等に係る検討に関すること。

② 堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会

- ・ 事業者の選定に係る審査基準の審議に関すること。
- ・ 事業者の選定に係る提案書等の審議及び審査に関すること。

**(2) 上下水道局サービス推進部事業サポート課**

上下水道局においては、事業サポート課が、業務委託等に係る契約制度の企画及び調整、入札参加資格の事前(事後)審査、契約事務の指導、入札の執行、プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会の事務手続に係る企画及び調整などを担当している。なお、調達課の所管と異なる点として、入札により締結する契約の締結事務や随意契約の公表を、所管課ではなく事業サポート課において行っており、一方で事業サポート課は入札参加有資格者の名簿登録に関する事務は行っていないという点がある。また、上下水道局においては、堺市上下水道局入札参加資格等審査委員会及び堺市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会が置かれており、それぞれ、上記①②と同様の事項を担っている。

## 4 堺市における委託契約の全体像

### (1) 堺市における歳出総額に占める委託費の割合

#### ア 委託契約に関する支出の推移

堺市の一般会計における歳出総額と、そのうち委託契約に関する支出額の推移は

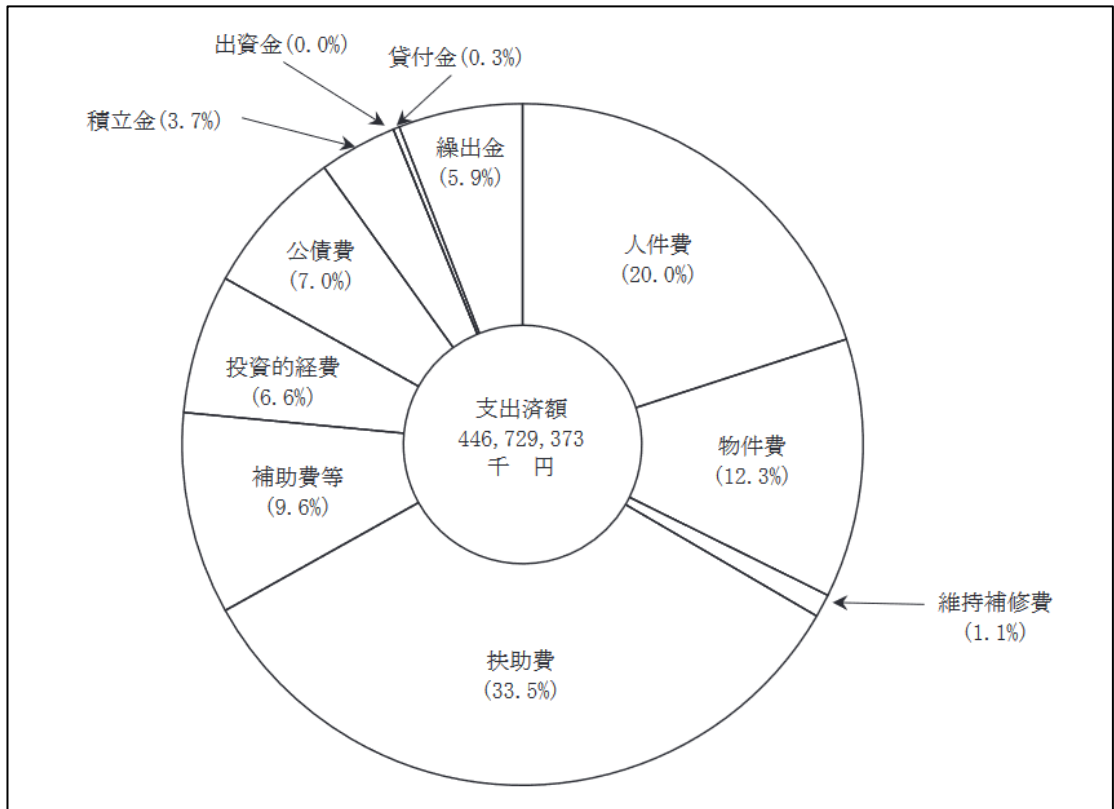
以下のとおりである。

		一般会計 歳出総額 (決算額)	一般会計 うち物件費 (決算額)	契約金額ベースの 委託契約に関する 支出額
監査 対象 年度	令和4 年 度	4467.3 億円	551.5 億円	359.7 億円
監査 対象 年度 以前	令和3 年 度	4615.3 億円	521.2 億円	343.5 億円
	令和2 年 度	5095.3 億円	472.0 億円	316.9 億円
	令和元 年 度	4181.7 億円	455.8 億円	281.9 億円
	平成30 年 度	4017.5 億円	421.8 億円	257.6 億円

※ 右列の「契約金額ベースの委託契約に関する支出額」には、特別会計に属する支出も含まれている。具体的範囲については後記参照

#### イ 一般会計歳出総額（全体像）との関係

令和4年度の一般会計歳出増額（全体像）は、次ページのグラフのとおりである。



## (2) 業務委託契約における契約手法別の統計

調達課では、毎年、予定価格が100万円超の業務委託案件について全庁照会の上、整理している（ただし、上下水道局の実績を除く。）（また、工事に関する設計・測量等の業務委託，訴訟等に係る委任契約，人材派遣契約，指定管理者への指定管理料は除く。）。令和4年度の照会結果は、以下のとおりである。

契約別		件数	契約金額（円）	全体に占める割合【件数】	全体に占める割合【契約金額】
入札	一般競争入札	596	7,737,466,303	46.1%	21.5%
	総合評価一般競争入札	16	1,303,594,763	1.2%	3.6%
	指名競争入札	33	2,185,194,000	2.6%	6.1%
随意契約	随意契約（1者随契）	520	17,085,438,443	40.2%	47.5%
	随意契約（公募型プロポーザル）	104	4,769,329,041	8.1%	13.3%
	随意契約（見積合わせ）	7	2,597,005,064	0.6%	7.2%
	一般競争入札不調による8号随契	16	283,444,086	1.2%	0.8%
総計		1,292	35,961,471,700	100.0%	100.0%

### 第3 監査対象契約及び契約所管部局課の一覧等と契約抽出方針

#### 1 抽出方法

予備調査において、契約金額500万円以上の委託契約の一覧をベースとして、監査対象とする委託契約の抽出を行った<sup>6</sup>。その結果、後記3記載の35件の委託契約が監査対象となった。

#### 2 監査対象契約の抽出に当たって採用した考え方

監査対象の抽出に当たっては、以下の観点から、抽出を行った。

- (1) 所管部局（市長部局と教育委員会事務局，上下水道局）で，偏りがないようにする。
- (2) 一般会計に属するもの，特別会計に属するものについて，偏りがないようにする。
- (3) 契約相手方の選択手段として，一般競争入札，総合評価一般競争入札，指名競争入札，随意契約（2号，6号，8号等，プロポーザル方式）などがあるところ，これらにつき可能な限り偏りがないようにする。
- (4) 予備調査段階における第一次抽出契約について行ったアンケート（前記第1の8(2)ア(イ)のアンケート）の結果や，本調査段階における同イのヒアリング結果等を踏まえて，なるべく契約金額の大きい契約で，かつ，監査の視点において示した問題が生じているリスクが大きいと思われた契約<sup>7</sup>を抽出する。
- (5) なお，PFI方式の契約には運營業務が含まれるものが少なくないが，同方式に特有の論点が多すぎるため，本監査における監査対象からは除外した。
- (6) また，平成15年の自治法改正により「公の施設」の管理委託制度は指定管理者制度に移行されたため純粋な「契約」ではなくなっていること及び堺市の規模の大きさから指定管理者の指定に伴う協定は独立した監査テーマとするのがふさわしいため，指定管理者の指定に伴う協定も監査対象から除外した。
- (7) 加えて，昨年度の包括外部監査のテーマが「外郭団体」であり，外郭団体との間で随意契約によって締結されている委託契約については，昨年度重点的に監査を行ったため，本年度の監査対象からは除外した。

<sup>6</sup> ただし，予備調査を行った令和5年4月ないし6月の時点では，暫定的に令和3年度の当該一覧表を受領し，その後に令和4年度の委託契約の一覧を得て，監査対象の一部を入れ替える等している。

<sup>7</sup> 契約相手方が長期にわたり固定している，入札公告日から入札日までの期間が短い，入札参加者が少ない，落札率が高い，随意契約において見積書を1者からしか入手していない，再委託がされている，変更契約がされているなど

(8) さらにマイナンバーカードに何らかの関連性を有する委託契約など、国の方針などにより自治体としての業務の内容が流動的で現時点で監査を行うのに適さないと思料される契約や、医師会などを相手方とする一般的にリスクが低いと思われる契約は除外した。

### 3 監査対象契約及び契約所管課一覧

監査対象契約及びその契約所管課の一覧は、次のとおりである。

<監査対象契約及び契約所管課一覧>

	契約名	相手方名	所管局	所管課
1	「広報さかい」全戸宅配業務	株式会社 YDS 府下南部地区本部	市長公室	広報課
2	「広報さかい」企画制作業務	株式会社エトレ	市長公室	広報課
3	堺市市民活動コーナーにおける市民活動支援業務	特定非営利活動法人大阪 NPO センター	市民人権局	市民協働課
4	男女共同参画交流の広場運営業務	有限会社フェミニストカウンセリング堺	市民人権局	男女共同参画推進課
5	堺市博物館受付案内業務	株式会社エー・エス・ジー	文化観光局	学芸課
6	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務	株式会社 SYC	環境局	環境業務課
7	一般廃棄物（し尿）収集運搬業務	堺市環境事業協同組合ほか	環境局	環境業務課
8	堺区一般廃棄物（資源）収集運搬業務（B）	泉都興業株式会社	環境局	環境業務課
9	新型コロナウイルスワクチン集団接種運営等業務	株式会社南海国際旅行	健康福祉局	感染症対策課
10	国民健康保険等統合コールセンター業務	りらいあコミュニケーションズ株式会社	健康福祉局	国民健康保険課・医療年金課
11	堺市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業事務処理センター運営業務	株式会社パソナ	健康福祉局	地域共生推進課
12	斎場火葬運営業務	太陽築炉工業株式会社	健康福祉局	斎場



13	堺市子育て事務センター運営業務 (子どものための教育・保育給付支給 認定等に関する業務)	株式会社パソナ	子青局	幼保推進課
14	さかいっこひろば運営業務	公益財団法人大 阪 YMCA	子青局	子ども育成 課
15	堺市子育て事務センター運営業務 (妊婦及び産婦・乳児一般健康診査等 費用助成に関する業務)	株式会社パソナ	子青局	子ども育成 課
16	堺市子育て事務センター運営業務 (児童手当等に関する業務)	株式会社パソナ	子青局	子ども家庭 課
17	さかい JOB ステーション運営業務	一般財団法人大 阪労働協会	産業振興局	雇用推進課
18	堺市伝統産業ブランド創出促進業務	株式会社リアル ジャパンプロジ ェクト	産業振興局	地域産業課
19	堺旧港親水護岸利活用検討支援業務	日本工営都市空 間株式会社	建築都市局	ベイエリア 推進担当
20	令和4年度 堺市立地適正化計画策定 にかかる検討支援業務	株式会社地域計 画建築研究所	建築都市局	都市計画課
21	放置自転車等対策・撤去運搬・保管返 還業務	ミディ総合管理 株式会社	建設局	自転車対策 事務所
22	土木施設緊急対応業務(単価契約)	大阪環境整備協 同組合	建設局	西部地域整 備事務所
23	消防行政統合システム保守管理業務	株式会社日立製 作所	消防局	通信指令課
24	消防救急無線保守管理業務	富士通 Japan 株 式会社	消防局	通信指令課
25	堺市放課後児童対策事業(のびのびル ーム)管理運営業務(西区)	株式会社 CLC	教委事務局	放課後子ど も支援課
26	堺市放課後子ども総合プラン事業(堺 っ子くらぶ)管理運営業務	株式会社トライ グループ	教委事務局	放課後子ど も支援課
27	図書館資料整理業務	ナカバヤシ株式 会社	教委事務局	中央図書館 総務課
28	本庁舎等屋外警備業務	株式会社エー・ エス・ジー	総務局ほか	総務課 ほか

29	本庁舎屋内警備業務	Nビルテック有 限会社	総務局	総務課
30	本庁舎清掃業務	株式会社大阪建 物管理	総務局	総務課
31	泉北水再生センター施設維持管理業務	株式会社カンキ ョウ	上下水道局	三宝水再生 センター
32	石津水再生センター施設維持管理業務	東洋メンテナンス 株式会社	上下水道局	三宝水再生 センター
33	堺市南部下水道管路施設維持管理等業 務	共同企業体（詳 細は各論参照）	上下水道局	西部下水道 サービスセ ンター
34	堺市北部下水道管路施設維持管理等業 務	共同企業体（詳 細は各論参照）	上下水道局	西部下水道 サービスセ ンター
35	三宝水再生センターほか施設維持管理 業務	東洋メンテナンス 株式会社	上下水道局	三宝水再生 センター

※ なお「子ども青少年局」は上記表では「子青局」と、「教育委員会事務局」は「教委事務局」という略称で記載している。

## 第4 包括外部監査における監査の結果及び意見（共通事項）

### 〔意見1〕 契約相手方の固定化の改善策について

入札参加者が低調で、長期間同一事業者との契約が続いている案件については、入札に参加しなかった事業者にアンケート等を行い、構造的要因を把握し、入札参加資格、設計価格、発注単位（分割発注の当否など）、時期の見直し等の参考とし、競争性を高めるための改善を図るべきである。

### 〔意見2〕 再委託に係る手続の周知徹底について

庁内で、再委託に係る手続についての十分な理解が共有されていない可能性があるといえるから、マニュアル及び研修資料を用いて再委託に係る手続の周知徹底を図るべきである。

### 〔意見3〕 再委託申請書の参考様式の充実化について

再委託予定金額や再委託の理由といった重要な事実について確認漏れを防ぎ、その内容を文書で保存するため、再委託申請書の参考様式の充実化を行うべきである。

### 〔意見4〕 監督・検査事務の的確な理解と実施について

各所管課において監督検査事務に誤りが認められることから、監督員による監督事項及び検査員による検査事項の違い及び成績表の「評定」欄にいずれが記載すべきかの考え方について、各所管課に分かりやすく説明する内容の手引の改訂等を検討すべきである。

## 第5 包括外部監査における監査の結果及び意見（各論）

### 1 「広報さかい」全戸宅配業務〔市長公室〕

#### 〔指摘1〕 個人情報を取り扱う内容の業務の再委託について

受注者から再委託の相談がされ、又は、所管課の側で受注者が再委託をしようとしていることに気づいた場合には、再委託業務に個人情報の取扱いが含まれるか否かを適切に見極めた上で、所定の手続を確実に行う必要がある。

### 2 「広報さかい」企画制作業務〔市長公室〕

#### 〔意見5〕 契約書における著作権人格権の取扱いについて

委託契約書において著作者人格権不行使について規定すべきである。

#### **[意見6] モニタリングのための客観的指標について**

「広報さかい」による効果をより明確に読み取ることができる指標を設定すべきである。

### **3 堺市市民活動コーナーにおける市民活動支援業務** 【市民人権局】

#### **[意見7] 効果指標について**

現在使用している効果指標は不適切な点もあるため、事業目的に即した効果指標となるよう見直されたい。

#### **[意見8] 入札参加者を増やすための工夫について**

令和5年度より総合評価方式による一般競争入札が行われているが、応募者は1者となっている。他の事業者が参入しにくい要因について検証し、入札参加者を増やすよう努められたい。

### **4 男女共同参画交流の広場運營業務** 【市民人権局】

#### **[意見9] オープンスペースの有効利用について**

オープンスペースでは図書貸出、ビデオ貸出閲覧、PC利用などが可能となるが、どれも利用実績は低い。提供しているコンテンツ、媒体について、一部廃止も含め見直し、施設、予算の有効活用を検討されたい。

#### **[意見10] 相談室のスペースの有効活用について**

相談室は、相談利用時には広いスペースを2人で利用することになる。相談希望の多い時間帯だけでも2組利用できるようにするなど、相談室の有効活用を検討されたい。

#### **[意見 11] 施設の利用状況と開設時間について**

施設の利用率が全体的に低く、1日を通して全く利用者のいない日もある。利用者が少ない曜日や時間帯については、開設時間の縮小を検討されたい。

#### **[意見 12] 相談業務の柔軟な運営について**

相談業務には女性相談の枠と男性相談の枠が設定されているが、現在は女性の相談希望が多く、待ちが数ヶ月にも及ぶことがある一方で、男性相談は空きがある日もある。相談待ちが減るよう、相談枠の設定を柔軟に行うこと等を検討されたい。

#### **[意見 13] 入札参加者を増やすための工夫について**

当該契約は平成12年度から現在の委託業者との契約が23年間続いている。公募型プロポーザルになってから複数者からの応募があったが、平成25年度からは1者応募が続いている。より多くの業者に入札参加してもらえるよう、積極的に検証されたい。

#### **[意見 14] 利用者アンケートの実施について**

相談という業務の性質上、効果検証のためのアンケートを実施することは難しいかもしれないが、よりよく実態を把握し改善につなげるために、利用者アンケートの実施を検討されたい。

### **5 堺市博物館受付案内業務 [文化観光局]**

#### **[意見 15] 受付業務の直営と委託の比較検討について**

平成10年に直営と委託のコスト比較を行って以降、両者の比較検討がなされていない。当時から取り巻く環境は大きく変化している。中長期的に、コストをおさえつつ、住民サービスの維持又は向上を図る観点から、両者の比較検討を行われたい。

#### **[意見 16] 効果指標の設定とその評価分析を通じた改善について**

委託目的の直接的な達成度合いを測る効果指標が設定されておらず、効果指標の評価・分析を通じた委託業務の継続的な改善・見直しがなされていない。効果指標を設定した上で当該指標の把握、分析を通じ、委託業務の継続的な改善・見直しを図られたい。

## **〔指摘2〕 履行確認結果の成績表への記載について**

検査員は、履行完了を確認し、委託業務検査確認書は作成しているものの、成績表に評定した結果を記載していない。検査員は、検査完了後、検査が適切に行われたことを確認できるよう成績表に評定した結果を記載し、担当課長に報告すべきである。

## **6 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務 〔環境局〕**

### **〔意見17〕 契約締結方法として随意契約を用いることについて**

当該契約については、南区以外の6区では随意契約により契約相手方を選定し続けているが、自治法上は一般競争入札が原則であることを踏まえると、業務の適正な運営を継続的かつ安定的に確保するというを行いつつも、可能な範囲で競争性のある契約相手方選定方法を選択することが望ましい。

### **〔意見18〕 業務履行状況に対する満足度（評価）が把握されていないことについて**

市民に直結するサービスであるため、市民からの苦情・クレーム件数などを内部的に集計し、分析することが望ましい。

## **7 一般廃棄物（し尿）収集運搬業務 〔環境局〕**

### **〔意見19〕 予定価格の積算の全体的な精査の必要性について -1-**

予定価格の算定過程を確認すると、労働時間等の業務実態の把握がヒアリングベースで行われている点、車両運搬具費の算定の基礎となる業務車両の耐用年数が短いと考えられる点、物件費に様々な費用を計上している上に諸経費も計上している点、事務員人件費に対しても他の直接費と同じ一般管理費率を乗じて一般管理費を算出している点など、合理的でないと思える点が見受けられた。改めて算定過程を見直されたい。

#### **[意見 20] 予定価格の積算の全体的な精査の必要性について -2-**

当該契約額には、効率的な収集運搬活動に要する費用に加え、収集量の減少、収集場所の点在化などを考慮した非効率手当が含まれているが、その算定過程で誤りが発生していた。正しい算定結果を用いると非効率手当の予定価額は半分以下となる。現在の算出方法が妥当かどうか改めて検討する必要がある。

#### **[意見 21] 予定価格の積算の全体的な精査の必要性について -3-**

業務量が減少していく中でも安定した業務体制の確保が必要であるが、その中でも委託費の精査、積算根拠となった業務実態の把握が必要である。

### **8 堺区一般廃棄物（資源）収集運搬業務（B）** 【環境局】

#### **[意見 22] 指名競争入札の実質的な競争性について**

一般廃棄物の収集運搬業務の公共性に鑑みて引き続き業務の適正な運営を継続的かつ安定的に確保しながらも、可能な範囲で指名競争入札参加者資格者名簿の登録者数を増やすなどして、競争性、公平性、透明性を高めた指名競争入札手続を行うべきである。

#### **[意見 23] 業務履行状況に対する満足度（評価）が把握されていないことについて**

意見は、意見18と同一である。

### **9 新型コロナウイルスワクチン集団接種運営等業務** 【健康福祉局】

#### **[意見 24] 再委託に関する適正な事務処理の徹底について**

業務開始後1年以上を経過した後の内部調査の時点まで、再委託に必要な各書面の提出や、所管課において再委託に同意する旨の意思決定に関する記録の作成・保存等が行われなかった。平時をはるかに超える事務処理の必要が生じるなどの緊急事態が発生すること自体は、今後も想定しておく必要があるといえるから、そのような事態に対応する必要が生じた場合でも事務処理誤りの発生を予防するための検証作業は必要である。

## 10 国民健康保険等統合コールセンター業務〔健康福祉局〕

### 〔意見 25〕 委託業務成績表における評定者について

「履行状況に関すること」についても、監督員は、評定を行い、これを成績表に記載する必要があるところ、本業務に係る委託業務成績表における「履行状況」の考査項目のうち、所定の考査項目については、契約の相手方の履行途中において、その適正な履行を確保する趣旨の考査項目と見るのが妥当で、遅くとも検査員が検査を実施する前には評定を行って、その結果を成績表に記載する必要がある。

## 11 堺市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業事務処理センター運営業務〔健康福祉局〕

### 〔意見 26〕 契約保証金の免除について

本委託契約と受注者に以前委託した業務内容を厳格に見ると、これらが「同種」とであると認められるかどうかについて疑義があり、本業務が、コロナ禍において、急遽、国において実施が決定されたものであって、受注者の確保に困難が予想されたことを踏まえても、受注者との間で本委託契約を締結するに当たって、契約保証金を免除することなく、原則どおり、契約保証金を納付させることが望ましかったと思われる。

### 〔意見 27〕 委託業務成績表における評定者について

「履行状況に関すること」についても、監督員は、評定を行い、これを成績表に記載する必要があるところ、本業務に係る委託業務成績表における「履行状況」の考査項目のうち、所定の考査項目については、契約の相手方の履行途中において、その適正な履行を確保する趣旨の考査項目と見るのが妥当で、遅くとも検査員が検査を実施する前には評定を行って、その結果を成績表に記載する必要がある。

## 12 斎場火葬運営業務〔健康福祉局〕

### 〔意見 28〕 2号随契の理由の相当性について

故障対応等の一部のみを切り出して、火葬炉メーカーに委ねた上で、残りの事業については、総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザルで受注者を選定すると



か、指定管理者制度の導入等を検討し、その選定基準において、火葬炉の修理について速やかに対応できる体制が確保できることや委託料の多寡等も評価することとすることで、所管課の遅滞なく火葬を執り行うという火葬場の責務を果たすことができなくなるのが「万が一にもあってはならない」という抽象的な懸念についても対応をしつつ、委託料が固定化している現状を改善することもできるように思われる。

#### **[意見 29] 委託料の合理化・効率化に向けた動機付けについて**

平成30年度以降、委託料はほぼ固定化されており、委託料の多寡も評価要素とする総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザルで受注者を選定するとか、仮に随意契約（1者随契）であったとしても、その見積額の妥当性を吟味するために参考見積りを取る等の対応を検討すべきである。

#### **[意見 30] 見積書の記載の精度について**

受託者から予定価格及び翌期の契約額決定のための資料として提出される見積書の記載が客観的かつ検証可能な程度の精度に至らないというべきである。

#### **[意見 31] 委託業務成績表における評定者について**

「履行状況に関すること」についても、監督員は、評定を行い、これを成績表に記載する必要があるところ、本業務に係る委託業務成績表における「履行状況」の考査項目のうち、所定の考査項目については、契約の相手方の履行途中において、その適正な履行を確保する趣旨の考査項目と見るのが妥当で、遅くとも検査員が検査を実施する前には評定を行って、その結果を成績表に記載する必要がある。

#### **[意見 32] モニタリングのための客観的指標について**

例えば、事故件数等の事故なく葬送を実施できたかどうかについての指標を用いて測定したり、受注者から、葬送を円滑に実施するための改善提案を毎月提出してもらい、その実現状況を評価・分析することで、本業務の目的達成に向けた改善の状況を確認したり、想定される仕事量に対する実際の仕事量割合や、当該業務の具体的な作業工数を分析・検討した上で、これと実際の作業実績を比較するような指

標を定め、分析することで、より効率的かつ円滑な葬送の実施を実現できているかを測定することが考えられる。

### 13,15,16 堺市子育て事務センター運營業務〔子ども青少年局〕

#### [意見 33] 本件委託契約の効果の具体的かつ明確な評価の実施について

子育て事務センター事業において想定される効果についてより具体的かつ明確な評価を実施できる方法について検討が行われるべきである。

#### [意見 34] 受注者が作成した業務マニュアルの著作権について

業務マニュアル等の著作権については堺市に帰属し、かつ受注者は著作者人格権を行使しないことを具体的に仕様書に規定するべきである。

#### [意見 35] 受注者による疑義照会について

受注者からの疑義照会があった場合は、業務への負担も考慮の上、必要に応じて所管課内にて効率的に共有するための方法について検討することが望ましい。

#### [意見 36] 受注者によるミス・ヒヤリハットについて

ミス・ヒヤリハットについて堺市と受注者との間で効率的な共有方法の検討がなされることが望ましい。

### 14 さかっこひろば運營業務〔子ども青少年局〕

#### [意見 37] 業務の履行状況の確認について

委託業務の履行状況に問題がある際の指導・改善について、具体的な内容を文書に記載されるべきである。

#### [意見 38] さかっこひろば内の情報提供の方法について

チラシ等で提供する情報を分類するなど、より分かりやすい情報提供を心がけるべきである。

### 17 さかいJOBステーション運營業務〔産業振興局〕

#### [意見 39] 受注者の募集に対する応募が1者にとどまる状況への対応策について

入札参加業者，入札参加資格がありながら参加しなかった業者へのヒアリングを行い，応募者数を増加させる方策について検討されたい。

**[意見 40] 本件委託契約の効果を高めるための客観的指標の追加について**

利用者数を増やすための方策についても効果指標を設定するなど，利用者数増加に向けた事業者の動機付けを検討されたい。

**[意見 41] 南サテライトの活用について**

南サテライトの必要性・重要性の程度について業務実績を示す数値等から明らかになるよう，業務完了報告書の記載事項の改善に関する受注者との協議等を検討されたい。

**18 堺市伝統産業ブランド創出促進業務 [産業振興局]**

**[指摘 3] 再委託についての適正な手続の徹底について**

契約の履行についての再委託についても再委託の審査・確認の必要がないと判断したのであれば，その旨が明確になるよう契約書の条項を追記するなどの対応を検討されたい。

**19 堺旧港親水護岸利活用検討支援業務 [建築都市局]**

**[意見 42] 「環境整備費」など委託料以外の費用の徴収について**

価格点に反映されない収入の収受を許すのであれば，企画提案の趣旨を損なわない範囲で仕様書にその旨が分かるように記載するなど，留意をされたい。

**[意見 43] 「環境整備費」の収支報告について**

業務委託料以外の費用徴収を認めるのであれば，委託業務完了までの間に適切な収支報告を求めるべきである。

**[意見 44] 成績表の記載の充実化について**

成績表の評定に際しては，できるだけ理由を記載するよう検討されたい。

**[指摘 4] 再委託金額の記載について**

再委託の許否を検討するに当たっては，再委託金額の記載のある書類を取得され

たい。

**[意見 45] 予定価格設計時に入手した参考見積書について**

予定価格設計時に業者から見積りを取得するに際しては、明細を取得して適切な予定価格を積算すべきである。

**20 令和4年度 堺市立地適正化計画策定にかかる検討支援業務 [建築都市局]**

**[意見 46] 入札募集時の説明について**

過年度の成果物が閲覧可能であり、閲覧することでより適切な価格算出に資するものがあれば、募集の段階でその旨注記をされたい。

**[意見 47] 成績表の記載の充実化について**

成績表の評定に対しては、できるだけ理由を記載するよう検討されたい。

**[意見 48] 予定価格設計時に入手する参考見積書の利用方法について**

予定価格設計書は、過程が明らかになるように作成し、次期以降にも活用できるよう検討されたい。

**21 放置自転車等対策・撤去運搬・保管返還業務 [建設局]**

**[意見 49] 契約相手方選定方法（6号随契）の妥当性について**

堺市立自転車等駐車場の指定管理者との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を根拠に随意契約が締結されているが、同号該当性を基礎づけるには根拠が不十分であり、競争性の確保、有効性、経済性の観点からも合理性に乏しい。当該業務は、指定管理業務とは切り離して事業者を選定すべきである。

**[指摘 5] 再委託申請書の適正化について**

再委託申請書の再委託予定金額に、受注者の人件費、事務費が含まれていることが推測される。実際に再委託先に支払う予定の金額を記載するよう、委託事業者と協議されたい。

**[意見 50] 啓発誘導員の柔軟な配置について**

放置禁止区域内で放置自転車に対する啓発等活動を行う啓発誘導員の配置が、撤

去台数に必ずしも比例的でない状況が見られた。各駅前の商業施設の業種や地域の特性を踏まえつつ、啓発誘導員の配置の効果を検証し、限られた予算の中で最も成果が上がる方法となるよう検討されたい。

#### **〔指摘6〕 放置自転車撤去運搬業務の作業報告書（日報）の様式の見直しについて**

作業報告書（日報）の様式に、保管場所間の移動や街頭啓発活動など、撤去運搬以外の業務を記載する箇所がない。そのため、仕様書が要求する撤去運搬以外の業務が実施されたことが、作業報告書（日報）で確認できない。1日の作業状況が明らかとなるよう作業報告書（日報）の様式を見直されたい。

### **22 土木施設緊急対応業務（単価契約） 〔建設局〕**

#### **〔要望1〕 入札における競争性確保について**

一般競争入札により契約相手方を選定しているものの、入札参加者は長年1者のみとなっている。競争性確保のため、競争入札参加資格要件における機材の縛りを無くすことを検討すべきである。また事業者ヒアリングを行い、実態を踏まえた上で競争性を高めるための施策を検討すべきである。

#### **〔指摘7〕 使用機材と再委託の確認について**

業務実施後に事業者が作成する報告書に掲載された機材と現場状況の写真を閲覧したところ、業務実施計画書に掲載のないナンバーの車両の写真が見受けられた。事業者が作成する報告書には、業務実施計画書に掲載している車両を写すよう指導するとともに、車両の買替え等が発生した場合には、業務実施計画書の変更や届出を求めるべきである。

### **23 消防行政統合システム保守管理業務 〔消防局〕**

#### **〔意見51〕 システム障害一覧案件への対応管理について**

ベンダーは、障害発生後、処置完了までの詳細な対応状況を、障害管理一覧に記載できていなかった。消防行政統合システムには高い信頼性が求められる。対策版リリースまでの期間が数か月になるのであれば、処置漏れがないよう、障害管理一

覧に、暫定対策の進捗状況を詳細に記載管理すべきである。

## 24 消防救急無線保守管理業務〔消防局〕

### 〔意見 52〕 予定価格の積算について

予定価格は参考見積書価格から減額となっているが、減額理由や見積単価の妥当性につき検証した証跡がない。当該契約は、1者（特命）随意契約のため、見積額の合理性についてより慎重に検討すべく、見積額の妥当性を判断した根拠等を記録することが望ましい。

## 25 堺市放課後児童対策事業（のびのびルーム）管理運営業務（西区）〔教育委員会事務局〕

意見は、契約26と同一である。

## 26 堺市放課後子ども総合プラン事業（堺っ子くらぶ）管理運営業務〔教育委員会事務局〕

### 〔意見 53〕 「事業の自己評価シート」の活用について

課題は事業者や指導員と共有し、改善されたい。年度中間にも提出させたり、否定的な評価の細目まで記載させたりするなど、取得時期や書式についても工夫されたい。

### 〔意見 54〕 保護者アンケートについて

自己評価シート（ルームの主観的評価を記載）と同時期に回収し、これと保護者による客観的評価とを対照することで、各ルーム・指導員の質の向上に活かすべきである。

### 〔意見 55〕 委託業務成績表について -1-

考查項目（評定）の具体的な理由を記載し、不備の内容が一見して明らかになるようにすべきである。また、より詳細で具体的な考查項目の追加も検討すべきである。

### 〔指摘 8〕 委託業務成績表について -2-

検査員は、検査完了後、検査が適切に行われたことを確認できるよう成績表に評定した結果を記載し、担当課長に報告するべきである。

## 27 図書館資料整理業務〔教育委員会事務局〕

### 〔意見 56〕 より効果的な効果指標の設定について

受注者の業務遂行能力・努力等によって評価に影響が現れる項目を効果指標として設定するべきである。

### 〔指摘 9〕 委託業務成績表の記載者について

堺市委託業務監督検査要綱の定めに従い、委託業務の検査は検査員が自ら行うべきである。

### 〔意見 57〕 自動貸出装置等の導入について

ICタグ、自動貸出装置、自動返却装置の導入により窓口業務の自動化して作業の負担軽減や効率化、利用者の利便性の向上を実現すべきかどうか、積極的に検討されたい。

## 28 本庁舎等屋外警備業務〔総務局〕

### 〔意見 58〕 打合せ簿の作成について

業務開始前において、業務責任者等との顔合わせや仕様の確認等を実施しているとのことであったが、打合せ簿や議事録が作成されていなかった。特に、契約の履行に先立って行われる打合せは重要であると思われることから、打合せ簿や議事録を作成することが必要であると思料される。また、業務実施中に打合せを実施した場合も、同様に、打合せ簿や議事録を作成することが望まれる。

### 〔意見 59〕 事故・苦情対応簿の作成について

事故・苦情等の記録について特に決まった様式がなく、責任の所在が不明確となったり、対応が不十分なまま放置されるといったおそれがあることから、いつどのような事故や苦情が起こり、誰がどのように対処したかを記録した、事故・苦情対応簿を作成することが望まれる。

## **[意見 60] 委託業務成績表の記載について**

委託業務成績表の作成に当たり、評価がCの場合は備考欄に理由を記載するとされている。同様に、評価がBの場合においても、何らかの不備があったことを考慮してBとされたと考えられることから、備考欄もしくは意見欄に理由及び顛末を記載しておくことが望まれる。

## **29 本庁舎屋内警備業務〔総務局〕**

### **[意見 61] 打合せ簿の作成について**

業務開始前において、業務責任者等との顔合わせや仕様の確認等を実施しているとのことであったが、打合せ簿や議事録が作成されていなかった。特に、契約の履行に先立って行われる打合せは重要であると思われることから、打合せ簿や議事録を作成することが必要であると思料される。また、業務実施中に打合せを実施した場合も、同様に、打合せ簿や議事録を作成することが望まれる。

### **[意見 62] 事故・苦情対応簿の作成について**

事故・苦情等の記録について特に決まった様式がなく、責任の所在が不明確となったり、対応が不十分なまま放置されるといったおそれがあることから、いつどのような事故や苦情が起こり、誰がどのように対処したかを記録した、事故・苦情対応簿を作成することが望まれる。

### **[意見 63] 委託業務成績表の記載について**

委託業務成績表の作成に当たり、評価がCの場合は備考欄に理由を記載するとされている。同様に、評価がBの場合においても、何らかの不備があったことを考慮してBとされたと考えられることから、備考欄もしくは意見欄に理由及び顛末を記載しておくことが望まれる。

### **[意見 64] 積算内訳・見積書内訳の入手について**

所管課は落札者より見積書の提出を受けている。しかし、当該業務では積算は調達課が行い、所管課はその内訳を入手していないことから、金額構成が分からず、所管課において調達課及び見積書の金額の妥当性を検討することができない。調達



課からも受注者からも金額の内訳を入手し、金額の検証を行うことが望まれる。

### **30 本庁舎清掃業務〔総務局〕**

#### **[意見 65] 打合せ簿の作成について**

業務開始前において、業務責任者等との顔合わせや仕様の確認等を実施しているとのことであったが、打合せ簿や議事録が作成されていなかった。特に、契約の履行に先立って行われる打合せは重要であると思われることから、打合せ簿や議事録を作成することが必要であると思料される。また、業務実施中に打合せを実施した場合も、同様に、打合せ簿や議事録を作成することが望まれる。

### **31 泉北水再生センター施設維持管理業務〔上下水道局〕**

#### **[意見 66] 総合評価方式について**

価格評価点と技術評価点の配点バランスや技術評価点の下限値の必要性等の選定基準についても、庁内審査委員会で十分に議論するとともに、次回以降の参考となるよう議事録にも明確に記録されたい。

#### **[意見 67] 1 者入札が続く状況の改善策について**

入札に参加しなかった事業者に対する聞き取り調査等を通じて参入障壁を分析し、入札参加意欲を高め魅力ある業務設計や情報開示ができるよう取り組まれない。

#### **[意見 68] 委託業務成績表の記載の充実化について**

成績表の評定根拠は、具体的なコメントを付記することで、客観性と公正性を確保した検査方法の標準化を図ること及び次期以降の業務設計の見直しやモニタリングの実効性を高めることに活用されたい。

### **32 石津水再生センター施設維持管理業務〔上下水道局〕**

意見は、契約31と同一である。

### **33 堺市南部下水道管路施設維持管理等業務〔上下水道局〕**

#### **[意見 69] プロポーザル方式の効果検証について**

受注者からの提案業務についても、適切な評価と効果検証を行った証跡を残すことで、モニタリング結果を明確にするとともに情報共有し、次期以降の業務設計にも活用できる仕組みを検討されたい。

#### **[意見 70] 維持管理マニュアルの著作権について**

業務マニュアル等の著作権が、翻案権及び二次的著作物利用権を含めて市に譲渡されること、受注者は著作者人格権を行使しないことは、当初から契約条項に盛り込まれるようすべきである。

#### **[意見 71] 委託業務成績表の記載の充実化について**

成績表の評定根拠は、具体的なコメントを付記することで、客観性と公正性を確保した検査方法の標準化を図ること及び次期以降の業務設計の見直しやモニタリングの実効性を高めることに活用されたい。

### **34 堺市北部下水道管路施設維持管理等業務〔上下水道局〕**

意見は、契約33と同一である。

### **35 三宝水再生センターほか施設維持管理業務〔上下水道局〕**

#### **[意見 72] 委託契約のコスト比較について**

運営体制の再構築を公民連携により推進していくにあたっては、委託料や直接人件費のみならず、間接的なモニタリングコストを含め費用面への影響を定量的に分析及び検証ができるような工夫をされたい。

#### **[意見 73] 緊急配備業務の単価契約について**

前任の受注者と新規参入者の間での情報格差を無くし、公平で透明性のある競争入札を推進していくためには、仕様書上、緊急配備業務に関わる実績情報についても開示を検討されたい。

## **第6 財政局契約部調達課**

### **[意見 74] 堺市調達契約事務審査委員会における審査対象外案件について**

堺市調達契約事務審査委員会について、審査対象外となるものを列記している要綱につき、その規定ぶりを整理し、限定的なものとする必要がある。

以上